

第8次上市町総合計画後期基本計画及び第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略策定並びに上市町人口ビジョン改訂支援業務仕様書

1 業務の名称

第8次上市町総合計画後期基本計画及び第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略策定並びに上市町人口ビジョン改訂支援業務

2 業務の目的

上市町では、令和3年度から令和12年度を計画期間とする「第8次上市町総合計画」に基づき、当町が目指すべき将来の姿「**つながる にぎわう ささえあう** **すべては私とミライのために みんなが主役のまち 上市**」の実現に向けて諸施策を推進してきたが、令和7年度で「前期基本計画」の計画期間が満了となることから、引き続き、本町のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、現行の総合計画の検証・見直しを行うとともに、令和8年度を初年度とする「第8次上市町総合計画後期基本計画（以下、「後期基本計画」という。）」を新たに策定する。

少子高齢化や気候変動、新たな生活様式への対応、SDGsやDX推進など高度情報化・国際化の進展、経済情勢の変動など地域を取り巻く社会環境の変化に的確に対応し、かつ住民の意向を十分に踏まえた町政運営を行える基本指針や施策・事業を定め、計画的・効率的な行政運営が行える総合計画を策定することを目的とする。

併せて、総合計画に位置付ける各施策を、地方創生の推進や戦略的な取組として整理し、令和3年度に策定した「第2期上市町まち・ひと・しごと創生総合戦略」についても令和7年度で計画期間満了となることから、基本計画との整合性を図りつつ、国が推進する「デジタル田園都市構想総合戦略」の地域計画として、「第3期上市町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「第3期総合戦略」という。）」を後期基本計画に内包し新たに策定を行うものとする。

なお、その際新たに「DX推進計画」を包括して作成するとともに、近年の人口動態や人口の推移等の実績データを基に新たに人口推計を行い、人口ビジョンを改訂し、後期基本計画及び第3期総合戦略に反映する。また、令和6年度に実施した本業務のためのアンケート調査やワークショップでの住民等からの意見収集の結果も踏まえ、計画策定を行うものとする。

受託者は、仕様書に示す業務内容を確認し、本業務の内容について委託者と十分な打ち合わせを行い、策定手順とそのスケジュールを明確にした業務実施計画書を提出し、発注者の承認を得た上で策定支援作業を行うものとする。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日（火）まで

4 業務内容

(1) 後期基本計画の作成

受託者は、国・県等の指針の他、我国が直面している少子高齢化や気候変動、新たな生活様式への対応、SDGsやDX推進など高度情報化・国際化の進展、経済情勢の変動などの社会情勢を踏まえ、町との関連性を整理する。

また、町の各種統計資料や、現行の総合計画等の各施策・事業の進捗状況を把握し、町の現状分析を行う。なお、町関係課・関連機関担当者が入力した施策・事業の進捗や実績、方向性のシート等のとりまとめを行い、施策・事業の整理・見直し、新規事業の検討・提案等を行う。

上記の現状把握・分析作業や前年度（令和6年度）に実施した基礎調査の結果を基に、町の目指すべき方向性や体系案等について適宜修正を行い、後期基本計画骨子案・素案を立案・作成することとする。また、必要に応じ、基本構想についても社会潮流・町の現状を踏まえ適宜修正を行うことがある。

(2) 第3期上市町まち・ひと・しごと創生総合戦略の作成

本計画においては、「第3期総合戦略」を後期基本計画に内包し、新たに策定を行う。また、行政サービスのデジタル化などデジタル・トランスフォーメーションへの対応に向けた取組みを示す「DX推進計画」に関連する施策・事業を組み込むための検討・提案・作成を行う。

(3) 人口推計および上市町人口ビジョンの改訂

近年の上市町の人口動態・人口の推移等の実績データを基に新たに人口推計を行い、人口ビジョンの改訂を行う。なお、人口推計の試算にあたっては、「国立社会保障・人口問題研究所」の考え方を参酌し推計を行う。これらの結果を反映し、上記(1)(2)を策定するものとする。

(4) 審議会の会議運営支援

会議資料原稿データの作成（会議の開催回数は4回程度を予定）。審議会では、主に上記(1)(2)(3)案の段階的作成に合わせた資料提示となる予定。審議会での意見を踏まえ修正した最終の計画案は、パブリックコメント公表資料となる。なお、審議会議事録は町が作成することとし、審議会への出席は求めない（出席を不可とするものではない）。

(5) パブリックコメントの実施後の計画案の修正

本町が実施するパブリックコメントにおける意見への対応方法などの助言、計画書への反映等を行う。

(6) 計画書本編の作成

計画書の企画・デザイン・編集・校正・修正を行い、町の承認を得た上で完成させる。

計画書本編の作成にあたっては、計画内容を分かりやすく住民に周知することを目的に、親しみやすいデザイン・編集を行うこと。読んでわかりやすく、読み手の興味を惹くデザイン・構成に配慮することとする。また、文字の大きさやルビ等に配慮した、見やすいデザインを心掛けること。

(7) 概要版の作成

概要版の企画・デザイン・編集・校正・修正を行い、町の承認を得た上で完成させる。

概要版の作成にあたっては、計画内容を分かりやすく住民に周知することを目的に、親しみやすいデザイン・編集を行うこと。読んでわかりやすく、読み手の興味を惹くデザイン・構成に配慮することとする。また、文字の大きさやルビ等に配慮した、見やすいデザインを心掛けること。

(8) その他計画全般に係る助言、協議打合せ

計画の策定作業の全般に係る助言や情報提供を行うほか、業務の進行に係る打ち合わせを適時行

う。

(9) 業務報告書の作成

上記の結果を取りまとめ、業務報告書を作成する。

5 成果品

成果品については、上市町企画課の検査を受けることとし、検査後に成果品の受け渡しを行うものとする。

- (1) 各種電子データ（CD-R等、業務報告書の電子データを記録した電子媒体一式。PDFデータに加えて、同内容のMicrosoft Word、Excel、PowerPoint等で作成した電子ファイル（発注者が再利用できるデータ）も提出する。）

①後期基本計画及び第3期総合戦略本編のデータ

A4判／最大180ページ程度を想定

②後期基本計画及び第3期総合戦略概要版のデータ

A4判／8ページを想定（カラー）

③上市町人口ビジョン改訂版のデータ

A4判

- (2) 業務報告書 1部（A4版）

6 その他

- (1) 受注者は、本業務の実施にあたり、関係法令及び条例を遵守し、上市町の指示に従い、業務を担当する企画課と連絡を密にして業務の進捗を図ること。
- (2) 成果品納入後に発生した受注者の責めによる不備が発見された場合は、無償で速やかに必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。
- (3) 本事業が効率的かつ適正に実施されるように、全ての工程における運営管理（各作業の進捗状況の把握、上市町への状況報告等）を徹底すること。また、課題・問題等が発生した場合は速やかに原因を調査し、体制の見直しを含む対応策を上市町に提示し、上市町の承認を得た上で、これを実施すること。
- (4) 今後、新たに国や県より計画策定に関する指針等が示された場合には、当該指針等を踏まえた内容とすること。
- (5) 受注者は、業務の遂行上知り得た事項を他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (6) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、上市町へ事前に書面で申し出て承認を得た場合は、本業務の一部を第三者へ再委託することができる。
- (7) 本業務の成果品に係る著作権その他一切の権利は、上市町に帰属するものとする。
- (8) 本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、上市町の責に帰すべきものを除き、全てを受託者の責任において処理すること。
- (9) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合や本仕様書に定めのない事項については、その都度、受託者は上市町と協議のうえ、適切に対応すること。